

## 第 42 回高森ふるさと祭り企画運営業務委託 募集要項

### 1 業務名

第 42 回高森ふるさと祭り企画運営業務

### 2 公募型プロポーザル概要

- (1) 名称：第 42 回高森ふるさと祭り企画運営業務
- (2) 参加資格：5.参加資格要件のとおり
- (3) 公募型プロポーザル方式
- (4) 審査概要：企画提案書を基に審査を行います。
- (5) スケジュール

令和 6 年 7 月 23 日	公告
令和 6 年 7 月 29 日	質疑の受付期限
令和 6 年 7 月 30 日	質疑への回答
令和 6 年 8 月 1 日	参加申込書の提出期限
令和 6 年 8 月 2 日	審査結果通知
令和 6 年 8 月 6 日	企画提案書類の提出期限
令和 6 年 8 月 8 日	プレゼンテーションの実施
令和 6 年 8 月上旬	選考結果通知

### 3 委託業務の概要

第 42 回高森ふるさと祭り企画運営業務企画運営業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載の通りとします。

### 4 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て 1 団体を決定し、業務を委託します。

### 5 参加資格

#### (1) 参加資格要件

参加できる企業は、次のアからクの要件全てを満たすこととする。

- ア 長野県内に事業所を有すること。
- イ 過去 3 年以内に長野県内で同等規模の類似実績があること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）でないこと。また会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開

始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。また破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

- カ 高森町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員ではないこと。
- キ 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、高森町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- ク 参加申込みに当たり提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 6 参加申込

申込方法は下記のとおりとし、参加資格要件を満たす事業者について、提案書等を受付けます。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1 号）
- ②会社概要書（様式 2 号）

### (2) 提出方法

直接提出又は郵送・メールによる提出

### (3) 提出先

〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1  
高森町役場 総務課 まちづくり振興係  
Mail : joho@town.nagano-takamori.lg.jp

### (4) 提出期限

令和 6 年 8 月 1 日（木）午後 5 時必着

### (5) 参加決定通知

令和 6 年 8 月 2 日（金）に連絡します。

## 7 応募に関する事項

### (1) 質問事項の受付

質問事項がある場合は、質問票（任意様式）を高森町役場 総務課 まちづくり振興係までメール又は F A X で送付してください。

※質問の受付締切は、令和 6 年 7 月 29 日（月）午後 5 時までとします。

mail joho@town.nagano-takamori.lg.jp

電 話 0265-35-9402 F A X 0265-35-8294

### (2) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和 6 年 8 月 6 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 郵送又は持参（F A X、メールでの応募は不可）

※持参の場合、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

ウ 提出書類

(ア) 企画提案概要書（様式3号）

(イ) 企画提案概要説明書（A4判：任意様式）

※ただし、図面等を提出する場合はA3判も可とする。

(ウ) 見積書（A4判：任意様式）

・見積書記載の金額は消費税及び地方消費税相当額を含めて、8（3）委託料の上限額以下となるように積算して下さい。なお、消費税及び地方消費税にかかる税率は10%で計算して下さい。

・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定して下さい。ただし、町が調整したコーナー等については、別途協議します。

・本業務の仕様書で示した事項のほか、独自の提案事項がある場合は、その提案を実施する費用についても、本業務の委託料に含んでください。

・業務ごとに詳細な内訳を記載して下さい。

エ 提出部数 2部 ※（ア）～（ウ）の順に綴じて提出して下さい。

(5) 提出先 高森町役場 総務課 まちづくり振興係

〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田 2183-1

(6) 提案にあたっての留意事項

提案内容は、採用された場合に受託者が責任をもって実現できるものに限りします。

8 審査・選考方法

(1) 選考委員会において、提案書、プレゼンテーションによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定します。選考委員会の説明資料は企画提案概要説明書のみとします。

(2) 評価項目・評価基準

審査にあたっては、別表1の評価項目・評価基準により総合的に評価します。

(3) 選考結果

応募者全員に郵送で通知します。

9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 参加資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の期限及び提出先に参加申出書及び提案書等を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(7) 見積書記載の金額が10（3）委託料の上限額を上回るとき。

- (8) 見積書の金額、住所、氏名又は重要な文書の誤脱、若しくは認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (9) その他、審査を行うにあたって、町が無効であると判断したとき。

## 10 委託契約

選考により決定した企画案の応募者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について、協議、合意した後に委託契約を締結します。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

### (1) 契約期間

契約締結日から令和6年11月29日(金)まで

ただし、町が業務を継続することが適当でないと認めるときは契約を解除することがあります。

### (2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 採用された提案書等の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合があります。

イ 最終的な業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに町が作成します。

ウ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合があります。

エ 業務の全部を第三者に再委託できません。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると町が判断した場合は認める場合があります。

オ 委託料の支払いは、精算払いとします。

カ 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めません。

キ 受託者は委託業務の実施のために委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。

さらに、町は必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができることとします。

### (3) 委託料の上限額

9,966千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 11 注意事項・その他

(1) 企画提案に必要な費用は、各応募者の負担とします。

(2) 提出された提案書は返還しません。

(3) 提案書等は、高森町情報公開条例(平成11年条例第10号)に基づき開示する場合があります。

(4) 提出された書類は、必要に応じて複写します。

(5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

【別表 1】 評価項目・評価基準

評価項目		評価基準	配点
企画提案内容	全体	企画全体の考え方は、本事業の趣旨を十分に理解した上で、組み立てられているか。	10
		小計	10
	内容 (構成)	全体として集客力があり、併せて来場者の安全・安心に配慮した内容(構成)になっているか。	20
		企画提案の各プログラム及びコーナーは、第42回高森ふるさと祭り企画運営業務のテーマ等に沿った内容(構成)となっているか。	40
		「会場レイアウト」「会場内の回遊を促すための取組」等は、会場への利便性を高め、会場内における来場者の回遊を促す内容(構成)となっているか。	10
		「内容(構成)」について事業の実施目的を鑑みて効果的な自由提案がなされているか。【加算ポイント】	10
		小計	100
	実現性	委託業務を円滑に実施するための経験を有しているか。	15
		委託業務を円滑に実施するための体制を有しているか。	15
		業務スケジュールが明確で実現可能性があるか。	10
小計		40	
経費の妥当性	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されていて合理的な内容であるか。	10	
	小計	10	
合計			150